明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二一）　一

〔告　示〕
○天皇皇后両陛下は北海道に行幸啓になる件（宮内庁六）　一
○除籍が滅失した件（法務三九一）　二
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（広島地方検察庁二）　三
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書へのガボン共和国の加入等に関する件（外務二七八）　三
○千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約へのセネガル共和国の加入等に関する件（同二七九）　三
○油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約へのモーリタニア・イスラム共和国の加入等に関する件（同二八〇）　三
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁二四）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一五二三～一五三〇）　五
○保安林の指定を解除する件（同一五三一～一五三三）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五三四～一五三七）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一八八～二〇〇）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（同二〇一）　八
○道路に関する件（北海道開発局八三、八四）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
内閣　内閣府　総務省　消防庁　最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一一

〔官庁報告〕
官庁事項
認定事業主等の所在地の変更に関する公示（厚生労働省）　一二
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二

〔公　告〕
諸事項
官庁
土地家屋調査士懲戒処分、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、建設業の営業の停止命令関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係　二九
会社その他　二九

訓　令

○内閣府訓令第二十一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「共生社会政策担当」の項8中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十三年八月五日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第六号

天皇皇后両陛下は、北海道において開催される国際微生物学連合二〇一一会議記念式典に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、九月九日から同月十二日まで同道へ行幸啓になる。

平成二十三年八月十五日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○法務省告示第三百九十一号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年八月十五日

法務大臣　江田　五月

千葉県安房郡白濱町乙濱四百参拾七番地

宇山　芳子

○広島地方検察庁告示第二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。

平成二十三年八月十五日

広島地方検察庁検事正　山舗弥一郎

広島県広島市中区上八丁堀二番三一号広島法務総合庁舎　広島地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口